

更生保護制度

専門教育科目 / 1 単位 / T 授業

担当教員 日田 剛

■使用テキスト

社会福祉士養成講座編集委員会(編)『新・社会福祉士養成講座第20巻 更生保護制度 第4版』
中央法規出版 2017

◆参考テキスト

講義概要・一般目標

2007 年『社会福祉士及び介護福祉士法』が改正され、社会福祉養成課程における教育内容等が見直され、「厚生保護」が新たに同課程の教育内容が加えられた。我が国の『厚生保護』は、1949 年の「犯罪者予防更生法」の成立を機に制度化され、「更生保護」は刑事司法の一環とされ、「社会福祉」と一線を図し、これまで福祉政策との連携はほとんど行われてこなかった。2004 年後半から連続して発生した保護観察対象者らによる重大凶悪事犯に端を発した更生保護改革は、犯罪保護改革は、犯罪者予防更生法と執行猶予者保護観察法の整理、統合など従来の法制度を見直し 2007 年 6 月、「更生保護法」を新たに制定し、2008 年 6 月から施行される。

更生保護法第 1 条は、「犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助ける」と定めている。

本講義においては、社会福祉士の活動領域の広がり、その役割の拡大等を考慮しながら基本的知識の習得を目的とする。

到達目標

- 1) 更生保護制度は、犯罪や非行をした人の立ち直りを支援し、再び犯罪を起こさせないようにすることである。更生保護法第 1 条「犯罪をした者及び非行ある少年に対して、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、またはその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助ける」ことを目的としている。この目的に基づく、国家公務員である保護観察官や保護司をはじめとする更生保護ボランティアの活動、更生保護施設等の役割を理解し説明できる。

評価方法

科目単位認定試験により評価。

学習指導

第 1 章 更生保護制度の概要

この章のポイント

更生保護制度としての内容の保釈放等、保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護、被害者等が関与する制度、恩赦、犯罪防止と多岐にわたるものを福祉との関連をふまえて、その概要を理解すること。

第2章 更生保護制度の担い手

この章のポイント

更生保護制度の担い手としての「保護司」「更生保護施設」「更生保護女子会」「BBS会」「協力雇用主」等の多くの民間ボランティアと国家公務員の保護監察官の概要を理解する。

第3章 更生保護制度にかかる関係機関・団体との連携

この章のポイント

更生保護観察署である地方更生保護委員会や保護観察所の警察官、検察庁、裁判所、刑事施設、少年院等の刑事司法機関との連携や職業安定所、福祉事務所、企業、市民団体等との連携を理解する。

第4章 医療監察制度の概要

この章のポイント

2005年7月に施行された「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び監察等に関する法律」の概要を理解する。

第5章 更生保護の実際と今後の展望

この章のポイント

知的傷害者のある非行少年や犯罪者への自立支援、アルコールや薬物に起因する精神疾患への対応、要介護状態にある高齢犯罪者への受刑後の生活支援など、社会福祉および精神保健福祉との連携が不可欠な業務についての理解。